

「農地の転用等の許可の審査基準の一部改正（案）」に関する提出意見と県の考え方

意見募集期間 令和5年1月30日（月曜日）～2月28日（火曜日）

意見提出者数 1団体

意見件数 1件

意見内容の分類

意見内容区分	件数
ア 農地法第3条による農地取得後の転用に係る運用について	1件
イ 「農家住宅」の要件に係る運用について	0件
ウ 農地法等の規定の追加について	0件
エ その他	0件
合計	1件

意見の反映状況

反映区分	件数
A 審査基準改正案に反映する意見	0件
B 趣旨が既に審査基準改正案に盛り込まれている意見	0件
C 今後の取組の参考とする意見	1件
D 審査基準改正案に反映できない意見	0件
E その他（感想・質問等）	0件
合計	1件

令和5年3月23日

神奈川県環境農政局農水産部農地課

意見区分

- ア 農地法第3条による農地取得後の転用に係る運用について
- イ 「農家住宅」の要件に係る運用について
- ウ 農地法等の規定の追加について
- エ その他

反映区分

- A：審査基準改正案に反映する意見
- B：趣旨が既に審査基準改正案に盛り込まれている意見
- C：今後の取組の参考とする意見
- D：審査基準改正案に反映できない意見
- E：その他（感想・質問等）

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	ア	<p>農地法第4条第1項の審査基準及び農地法第5条第1項の審査基準（いずれも新旧対照表6頁～7頁）として、個別基準</p> <p>「(1) 農地法第3条第1項の許可を受けて取得した農地の転用」（いわゆる三年三作規定）を削除することとされているが、農地の権利取得者が適切に耕作の用に供するという転用許可要件の外形的基準としてこれまで運用されてきたところであり、農地の権利取得時の下限面積要件を本年4月1日から廃止することによる懸念が払拭されていない当面の間、三年三作規定の堅持を求める。</p>	C	<p>農地法第3条第1項の許可を受けて農地を取得するためには、同条第2項各号の不許可の要件に該当しない必要があります。令和5年4月1日に施行される改正農地法では、このうち第5号の面積に関する要件が削除されますが、その他の要件は引き続き存置されます。また同日には、農地等の効率的かつ総合的な利用を図るための地域計画について定めた改正農業経営基盤強化促進法が施行され、上記の要件の審査に当たって、同計画の内容も考慮されることとなります。</p> <p>今後は、農地法第3条第1項の許可に当たっては、これらの要件を適切に審査することにより、許可を受けた農地が適切に耕作の用に供されるよう、県内の農業委員会等に対して周知を図っていきたいと考えています。</p>